

まん延防止等重点措置等を実施すべき 区域における要請内容（案）

- 【期間】 令和3年4月25日(日)から5月11日(火)まで
- 【区域】 愛媛県全域
- 【根拠】 新型インフルエンザ等対策特別措置法

○新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等

(1) 対象区域

- ①重点措置を講じるべき区域(措置区域)：松山市
- ②措置区域以外：松山市を除く愛媛県全域

(2) 重点措置等を実施する期間

令和3年4月25日(日)から5月11日(火)まで

(3) 実施する重点措置等の内容

- ①県民への要請
- ②事業者への要請等

【県民向け】

措置区域

【特措法第31条の6第2項】

- 営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しない

措置区域以外

【特措法第24条第9項】

- 営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しない

【特措法第24条第9項】

- 不要不急の外出自粛（夜間だけでなく日中も含めて）

- ・外出等は、原則、同居する家族のみで。回数も可能な限り減らす。
- ・混雑する場、時間帯を避け、人との接触を可能な限り避ける
- ・感染防止対策（マスク、手指消毒、アクリル板、人と人との距離、換気など）がとられていない飲食店は利用しない。

- 松山市の不要不急の往来自粛

- 県外との不要不急の往来や出張自粛

- 会食の注意

- ・会食は4人以下で。
- ・毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と。
- ・席の間隔を十分空けて。
- ・大声を出さない。羽目を外さない。
- ・長時間の飲食は避ける（2時間以内）。
- ・感染対策がとられたお店を利用する。

■会食に関する注意事項■

- ①店側の感染対策ができていることを確認
《飲食店を選ぶ際のポイント》
座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、消毒液の設置、換気の徹底
- ②参加者の2週間以内の行動歴を確認
「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する感染リスクの高い行動」がないこと
- ③当日の体調不良者がいないことを確認

- 感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意

【事業者向け】

措置区域

【特措法第31条の6第1項】

●飲食店の営業時間の短縮要請 (施設の使用制限)

《対象》

食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗（屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く）

《内容》

営業時間：午前5時から午後8時まで
酒類提供期間：午前11時から午後7時まで

【特措法第31条の6第1項】

●その他の要請

- ・特措法施行令第5条の5各号に規定される措置（※）を講じること
- ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など）を講じること
- ・手指消毒の呼びかけ

※「従業員への検査勧奨」、「入場者が密にならないような整理誘導」、「発熱等有症状者の入場禁止」、「手指の消毒設備の設置」、「事業所の消毒」、「入場者へマスクの着用等の徹底」、「マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む）」など。

措置区域以外

【特措法第24条第9項】

●飲食店の営業時間の短縮要請 (施設の使用制限)

《対象》

食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供している飲食店（屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く）

《内容》

営業時間：午前5時から午後9時まで
酒類提供期間：午前11時から午後8時30分まで

【依頼事項】

●左記と同様の措置を講じることを依頼

【事業者向け】

措置区域

措置区域以外

【特措法第24条第9項】

●不要不急の外出自粛（夜間だけでなく日中も含めて）

●松山市の不要不急の往来自粛

●県外との不要不急の往来や出張自粛

●会食の注意

●徹底した感染防止対策の実行

- ・職場での飲み会は自粛
- ・テレワーク、時差出勤の利用促進
- ・日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底
- ・毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- ・松山市や県外への出張は、ウェブの活用や延期などで代替
- ・従業員等に対し、営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しないよう求める。
- ・不要不急の外出の誘発や混雑につながる催物、販促セール等は、見送りや延期を検討

【商業施設等】

- ・カラオケ設備の利用自粛【飲食を主とする店舗でカラオケ設備のある店】

（※特措法31条の6第1項）

●業種別ガイドラインの実践

【事業者向け】

措置区域

措置区域以外

【特措法第24条第9項】

●催物・イベント等の開催制限

期間	収容率		人数上限
4月25日 ～5月11日	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	5,000人以下
	・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※1）	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	
	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※2）以内 （席がない場合は十分な間隔）	

※1 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底

【まん延防止等重点措置等とあわせた県の対応】

措置区域

措置区域以外

【県主催イベントの取扱い】

- 参加者が特定できない集客イベントは県下一円で延期又は中止

【県管理施設の取扱い】

- 県管理施設は休館
- 県管理施設の貸館利用も原則休館

ただし、既に予約済みの会合等は、主催者から以下の感染対策を講じて実施する旨の回答が得られた場合、実施日に限り開館

<感染対策>

- ・ガイドラインの遵守等、感染対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握

【学校関係】

- 身体接触や発声等が伴う活動は行わない【全県】
- 学校活動全般で校外との交流を禁止【全県】

公式大会は、感染防止対策を強化し、無観客での実施を主催者に要請

- 教員による見守り活動を強化【全県】

【その他】

- 県内宿泊旅行代金割引の新規発行中止の継続【全県】
- GoToイート食事券の追加販売は当面の間延期【全県】

【まん延防止等重点措置等とあわせた県の対応】

措置区域

措置区域以外

【市町に依頼】

- 地域住民、事業者等への注意喚起と感染対策の徹底
- 集客施設等における入込状況の確認

【県警に依頼】

- 時短営業や人出の減少などに乗じた犯罪抑止に向けたパトロールの強化

【飲食店以外の施設（※）に依頼】

- 不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食に繋がることを防止する必要があること等を踏まえた入場者の整理誘導、営業時間の短縮等

※特措法施行令11条第1項に規定する施設のうち、別途国通知で規定される施設

【事業者向け支援】

措置区域

措置区域以外

【ガイドライン遵守の働きかけや指導等を行う「飲食店見回り隊」】

松山市内の飲食店における、ガイドライン遵守状況や、営業時間短縮の状況を現地確認し、必要に応じて改善指導や啓発を行うことにより、感染に対する県民の不安解消・意識啓発につなげる。

1 ガイドライン遵守状況の確認・指導

実施期間	R3年4月22日（木）～5月19日（水）営業時間内
対象店舗	松山市内の飲食店 約6,500店舗
活動内容	1班2名体制で20班 を編成 ※県職員・市職員・委託調査員 ・各班が1日当たり15店程度を現地訪問 ・ガイドラインの遵守状況を確認し、必要に応じて改善指導や啓発活動を実施。

2 時短要請対応状況の確認

実施期間	R3年4月22日（木）～5月19日（水）20：30～
対象店舗	松山市内の飲食店 約3,700店舗
活動内容	1班2名体制で10班 を編成 ※県職員・市職員・委託調査員 ・各班が1日当たり30店程度を現地訪問 ・時短要請の対応状況を確認し、必要に応じて改善指導や啓発活動を実施